

## 建設工事請負契約書の特記条項

### （総則）

第1条 発注者と受注者は、工事の品質確保や、発注者と受注者のコスト意識の向上、中小下請け建設業者の経営環境改善等を目的とした工事請負代金毎月部分払（以下「毎月部分払」という。）を行うために、この建設工事請負契約書の特記条項（以下「特記契約書」という。）を、同時締結の建設工事請負契約書の条項（以下「請負契約書」という。）に附加して履行しなければならない。

### （対象工事）

第2条 この特記契約書の対象工事は、経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体が行う工事にあつて、当該構成員のいずれかが会社更正法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第41条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が当該会社更正法又は民事再生法の適用を受けた次年度（以下「適用次年度」という。）以降も引き続き行われる工事で、発注者が入札条件であらかじめ通知したものを対象とする。

### （前払金）

第3条 請負契約書第41条が読み替える請負契約書第35条第1項「前払金」は、四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号。以下「財務規則」という。）第69条、第70条の規定に基づき、その限度額を契約金額の10分の4の額とし、その支払額については、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じて分割払するものとする。

### （毎月部分払）

第4条 請負契約書第35条第4項の「中間前払金」及び「部分払」については、請負代金毎月部分払制度適用時に限り併用できるとし、中間前払金については出来高に応じ分割払するものとする。

### （毎月部分払の回数）

第5条 請負契約書第42条第3項の「各会計年度の部分払の回数」は、財務規則第71条第3項ただし書きの規定に基づくほか、各会計年度の毎月払対象工事の工期を30日で除して得た整数から初期月・最終月の2回を引いた回数を越えないものとして変更請負契約書に記載するものとする。

### （工事内訳・明細書の提出）

第6条 対象工事に係る変更契約を行う場合にあつて発注者と受注者が協議により出来高認定が必要と合意したときは、受注者は変更契約に準じる工事内訳・明細書（以下「工事費内訳書」という。）を作成して財務規則第99条第1項により契約書の添付書として請負契約書第1条の「設計図書」に加えることとし、この工事費内訳書は請負契約書第42条第2項の「当該会計年度の部分払金の額」の算出根拠とする。

(毎月部分払の手続)

第7条 受注者が毎月部分払を請求しようとするときは、以下の①、②、③のいずれかの方法を選択できるものとする。

- ① 前払金 10% + 出来高部分払
- ② 前払金 10% + 前払金 15%×2回 + 出来高部分払
- ③ 前払金 10% + 前払金 15%×2回  
+ 中間前金払 20% + 出来高部分払

この請求に当たっては、前払金の分割払については、請負契約書第35条の規定に定める中間前払金に係る認定手続に準じることとし、工事進捗が既払分の前払金の額に対し1.5倍以上の出来高が認められることを条件とする。また、出来高部分払については、請負契約書第42条の規定を準用した計算方式で財務規則第110条関係の出来高認定書(規則第51号様式)及び添付図書等を作成し、発注者に出来高部分の確認を請求するものとする。なお、出来高認定書の内訳については、契約書に工事費内訳書が添付されている場合は、これに則って算出するものとする。

(確認検査及び毎月部分払額の請求)

第8条 請負契約書第38条第3項の「確認をするための検査」は、検査員又は臨時検査員が行い、毎月部分払額の請求及び支払は同項によるものとする。

ただし、前払金の分割払に係る部分については、特記契約書に記す当該工事の専任監督員及び総括監督員による「前払金にかかる認定」を受け、契約時設定した限度額の範囲内において毎月部分払額の請求ができるものとし、毎月部分払額の請求及び支払は請負契約書第35条によるものとする。

- 2 前払金の分割払による方法によるときは、契約時に前払金分割払による毎月部分払計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(契約変更に伴う毎月部分払)

第9条 受注者は、請負契約書に基づく契約変更を行う場合にあって、受注者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意しているときは、発注者と受注者が協議のうえ変更工事費内訳書を作成して変更契約書に添付することとし、契約変更後の毎月部分払は当該変更契約書をもって特記契約書第3条から第8条までを準用する。

(下請負人への支払)

第10条 受注者は建設業法第24条の3の規定に基づき下請負人に対して請負代金を遅滞無く支払うものとする。

- 2 受注者は、前項の下請負人への請負代金の支払を行った場合は、請負代金支払状況報告を遅滞なく監督員に提出しなければならない。